

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類		第 4 次 実 施 計 画		令和7年度事業実績				第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
			事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
1	(1)女性	(2)子ども	女性・子どもに対する暴力への取組	DVは、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な面などさまざまなケースがある。また、子どもを巻き込んだ暴力にまで及ぶことから、地域福祉、保健、医療、教育等との連携を図り、DVを早期に発見することで、安心して過ごせる生活につなげる。	・広報紙を通してDV被害の相談窓口の周知を図る。 ・安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図る。	野洲市 DV相談件数 17件	関係機関と連携、情報を共有することで、安心して生活ができるように生活基盤の安定に努めた。 また、当事者だけでなく、その子どもの身の安全の確保について、警察や配偶者暴力支援センター、医療機関、保健所、学校、保育所等と連携し、緊急事態にも備えながら支援することができた。	DV、面前DVにより警察の介入、警察から児相に通告、児相とともに対応、支援するケースが増加傾向にある。 また、高齢者のDV対応、支援をする機会も増えており、関係機関とのさらなる連携が必要であると考える。	安心して生活ができるよう関係機関と連携して、支援の充実を図る。	家庭児童相談室
2	(2)子ども		児童虐待防止等ネットワーク	虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、心身に後遺症を残したり、時には生命までも脅かすことさえある重大な問題である。その問題が近年増加傾向にあるが、家庭内で発生することが多く発見が困難な状況である。そこで、子どもの虐待防止について啓発を行い、地域福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、早期発見、早期援助に努め子どもの人権を守る。	・子どもの虐待防止に向けて、広報紙や街頭啓発、出前講座等を通じて啓発を実施する。 ・虐待の早期発見に努められるよう、関係者の意識の向上を図る。 ・虐待を発見したら、関係機関に繋ぎ情報を共有するとともに、個々の状況に応じた対応を速やかに行う。	野洲市 児童虐待相談件数 416件 (うち新規相談 72件)	児童虐待相談件数は、令和5年度以降増加傾向にあり、令和7年度はこれまで最も多い相談種別であった身体的虐待を、心理的虐待が上回ることになった。 要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めており、早期に気になる段階で通告をしていただくことが、相談件数の増加につながっていると考える。	児童虐待相談は、長期化かつ重篤化し、リスクの高い困難ケースが増加する中で、相談支援の強化、職員のスキルアップが課題となる。 そのため、研修等への参加、実務経験を積むことで、相談支援の専門性を養っていくこととする。	子どもの虐待の早期発見・早期援助に努め、子どもの命を守る。	家庭児童相談室
3	(2)子ども		個別課題解決に向けた相談・支援体制の確立	いじめや不登校そのほか児童生徒の人権に関する個別課題の解決のため、校園所の現状把握に努め教育委員会との連携を図っていく。教育委員会へ直接相談があった場合は、十分に受け止めた上で当該校園所とともに取り組む。	いじめや不登校等、児童生徒の人権に関する個別課題を解決するため、学校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。 教育委員会に直接相談がある場合は児童生徒や保護者のおもいをしっかり受け止めた上で当該学校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。	【いじめ】 教員の認知力も高まり、いじめ認知件数は増加傾向。 市内小学校全てで滋賀弁護士会による「いじめ防止授業」を実施。 【不登校】 ふれあい教育相談センターが改築され、体制整備が進んだこともあり、利用児童生徒数も増加した。	【いじめ】 いじめの定義を理解し、被害児童生徒の思いに寄り添い、いじめを許さない、見逃さないという意識が高まっている。 「いじめ防止授業」を通して、いじめが人権侵害になることを確認し、人権の大切さを考えることができた。 【不登校】 社会的自立を目指し、学習や居場所の保障を念頭に支援する不登校支援の考え方が広まってきた。	【いじめ】 各校のいじめ防止基本方針に「いじめの解消確認」を明記した。毎月の報告の中にも「解消確認状況」欄を作り、意識の向上に努めた。ほとんどの学校で丁寧な解消確認ができていないが、解消できていない事案もある。 【不登校】 SCやSSW、関係機関と連携して支援するケースが増えてきたが、全てのケースに関わることができていない。配置時間や支援する人等ソフト面の拡充が必要である。	いじめや不登校の現状を正確に把握し、これらの人権課題をなくす取組を継続して実施していく必要がある。いじめ認知後の解消率が令和元年度で82.5%であった。(解消率とは当該いじめ案件を校内で見守り、3か月間、いじめが全く繰り返されていないことを被害者から個別に確認できた比率をいう。しかし、1月以降に発生したいじめは3月末時点で解消を被害者から確認できないため、解消とはカウントできない。年度明けて6月に再調査すると解消率は野洲市の場合99%となる。) 解消率90%を目標とし、いじめ問題をなくす取組を推進する。	学務課 こども課
4	(2)子ども		こころの教育相談	不登校やいじめなどの悩みや課題を抱えた児童生徒の人権に関する相談の場を設け、子どもたちの「心のサイン」を見逃さない対応など、個別課題の解決に向けて、保護者や学校・関係機関と連携した取組を推進する。	不登校やいじめなどの学校生活や子育ての様々な悩みについて、カウンセラーとともに面談・電話相談により問題の解消を行う。 相談：予約制1日4件程度 定期相談：週1回～月1回程度	相談(面談・電話) 件数1,201件 相談事例件数98件 終結30件 継続68件 休止0件 ・SV研修2回 ・ケース会議11回 ・学校との共有・調整137回 ・関係機関との共有・調整5回	・令和7年度は、カウンセラー1名が週5日勤務に拡充されたことで、令和6年度と比べて相談枠が拡充され、多くの相談に対応できるようになった。 ・ふれあい教育相談センター内だけでなく、学校やその他の関係機関との連携及びケース会議への参加といった他機関連携の件数が大きく増加した。 ・学校と児童生徒・保護者の間に入ることで、両者の行き違いを緩和し、関係改善や適切な環境調整に繋がったケースが増加した。 ・中学校を卒業する生徒とその保護者に対して、支援の終了にあたり、進学先や他相談機関へ連絡を取るなど丁寧な引継ぎを行うことで、支援の輪を切らさないようにした。 ・支援の初めとして、こころの教育相談において、児童生徒・保護者の気持ちや考え、状況の整理を行うことで、ふれあい教育相談センターの他事業へ適切につなぐことが出来た。 ・相談ニーズの増加に伴い、令和8年度からカウンセラー2人共に週5日勤務に拡充することができた。カウンセリング枠を拡充すると共に、学校や関係機関との密な連携及びケース会議の時間を確保していく必要がある。	・不登校にかかる相談ニーズは増加し続けており、さらなる相談枠の拡充が必要である。 ・他機関連携を行うための枠が足りず、時間を捻出して行っている状況があり、他機関連携のニーズにどのように応えるか、検討が必要である。 ・全国的に不登校件数が増えてきており、背景が複雑化している状況で、野洲市も同じ状況に置かれている。複雑化、重症化している相談に応えるため、カウンセラーの研修やスーパーバイズの機会を確保し、より適切な支援を目指すことが必要である。 ・カウンセラー二人による同時常帯での相談が増加しているが、備品や消耗品は旧来の1部屋分で補っている。令和6年度から相談者の増加が著しく、備品や消耗品の損傷が激しいため、どのように充実していくかを考えていく必要がある。	個々の悩みが解消できるよう適切なカウンセリングを行う。	ふれあい教育 相談センター

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和7年度事業実績				第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
5	(2)子ども	教育支援ルーム事業	不登校やいじめなどで学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所や学びの場として、自他を大切に する気持ちを育みながら、他者とのコミュニケーションや、自己肯定感・社会性などの育成に努め、社会的自立や次へのステップアップに向けて、きめ細やかな指導や相談・支援に取り組む。	学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所や学習支援など個別やグループ活動を通して自信回復、学校復帰を目指す。 通級:週1回～週5回 体験活動:湖南地域スケーリング・サポート・ネットワーク年1回 活動体験:月1回 保護者懇談会:年数回	・通所指導児童生徒数25名 ・開設日184日 ・通所延べ人数1,025人 ・高校進学4名 ・保護者懇談37回 ・学校訪問13回 ・ケース会議16回 ・SV研修2回 ・学校との共有・調整92回 ・関係機関との共有・調整3回	・学校に行かずドリームに通所している児童生徒や学校とドリームを併用している児童生徒など、それぞれが自分のペースで通所していた。 ・異年齢小集団でさまざまな体験活動を行い、日々の学習や活動の中での助け合い、目標の達成などを通して互いに理解を深めていった。時には気持ちのぶつかり合いも生じたが、それをより良い人間関係構築の学びの場とすることができた。 ・各校から先生方が来所し、センターに通所している子どもたちと授業やお話し、遊びなど、忙しい中でも様々な協力をしていただいた。来訪が重なる度に、先生方との親密さが深まっていく様子が見られた。 ・野菜の栽培や調理実習、陶芸教室、体育館活動、図書館活動、公共機関や市のバスに乗っての館外学習など児童生徒は様々な体験を積むことができた。 ・ドリームに通所する中学3年生4人全員が通信制高等学校へ、小学6年生1名が県内私立中学校への進学を決定した。 ・実際のケースをもとにした専門家によるSV(スーパーバイズ)研修を年間2回実施した。講師から詳しく指導・助言をもらい、具体的な指導・支援の場においての子どもへの見方、関わり方等について考えることができた。	・保護者の思いに寄り添いながらも、子どもに負担がかからないように支援を行うことの難しさを感じる場面が何度か見られた。 ・次年度はSV(スーパーバイズ)研修の機会に学校などの関係機関を招き、SV研修の効果をより高めていくことを検討する。 ・文部科学省の基準では、「通所者10人に対し、指導者2人が望ましい」とされている。全国的に不登校児童生徒数が増加する中、通所者や出席者数が今後も更に増加するようであれば、指導員の拡充を検討していく必要がある。	通所する児童生徒全員にとって、ドリームが学校以外の居場所や学びの場となり自信回復と自我の確立を図る。また、学校との連携を強化する。	ふれあい教育相談センター
6	(2)子ども	訪問型教育支援	校長から支援の依頼があった、学校にも教育支援ルームにも行けない深刻な不登校状態にある小・中学生の自宅を主な支援場所として、訪問型教育支援を実施する。なお、家庭における生活上の諸課題については、市民生活相談課など関係課につなぎ現行制度を利用しながら連携を図る。	訪問教育指導員(教員免許を有する教職経験者)2人がペアで自宅等を訪問し、社会的自立や次へのステップアップに向けてのきっかけづくりを目的に、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を行う。 (支援の時間と回数) 1人1回概ね3時間以内で、週1回を原則とし出席日数にカウントする。	・支援対象者13人 ・支援延べ人数170人 ・高校進学1人 ・保護者懇談6回 ・学校訪問1回 ・ケース会議5回 ・学校との共有・調整11回 ・関係機関との共有・調整0回	・昨年度、今年度と「こころの教育相談」から「ウイッシュ」に繋がったケースがあり、情報共有しながら子どもと指導員との関わりを深めることができた。 ・「ウイッシュ」でエネルギーを蓄えたり保護者のしんどさを軽減したりすることで、登校に繋がっていった子どもが見られた。 ・「ウイッシュ」に通室することで指導員と関係を結んだり、「ドリーム」に通室してきている同世代の子どもたちと交流したりすることで、少しずつ自己開示できた子どもが見られた。 ・家族以外の人との関わりをほとんどもてないケースにおいて、指導員が家庭訪問をすることにより、子どもが安心できる環境で指導員と関わるができた。	・年度初めの保護者や学校の前向きな姿勢についていけない子どもも見られ、当初は支援につながりにくいことが多かった。 ・近年は学校現場でも「ウイッシュ」の役割への認識が進んできたが、継続した支援へとつながらないケースが見られた。学校との連携を深めると共に、学校現場への「アセスメントやプランニングの研修」についても折を見て進めていく必要がある。	社会的自立や次へのステップアップに向けて、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を継続していく。	ふれあい教育相談センター
7	(2)子ども	はつらつ野洲っ子育成事業	はつらつ野洲っ子の育成を掲げ、学校や家庭、地域が一体となって青少年健全育成に取り組む。 小・中学生が日ごろ考えていることや感じていることを広く市民に訴えるための発表会を開催し、誇りと自覚を持ち自主性を伸ばすとともに、社会の一員としての自覚と、目標をもってたくましく成長することを目指す。 また、青少年の健全育成をめざして、大人と子どもの意見交換会を開催する。	・はつらつ野洲っ子中学生広場の開催 ・はつらつ野洲っ子育成フォーラムの開催	・はつらつ野洲っ子中学生広場 令和7年7月5日(土)さざなみホール 参加者163名 中学生の考えや思いを学校関係者、家庭、地域の人々が十分に受け止めることにより、中学生に対する共通理解を深めるきっかけになった。 優秀賞3名の表彰(うち1名を県主催の中学生広場出場候補者とした) ・はつらつ野洲っ子育成フォーラム 令和7年12月6日(土)さざなみホール 参加者142名 地域との関わりや人権問題などについて、普段思っていることや取り組んでいること等について堂々と語り、自分の考えを伝えた。	多数の関係団体の参加により「地域の子どもは地域で守り育てよう」との機運が高まった。	子どもの健全育成のため、地域で活動する人材の育成を図っていく必要がある。	事業への参加人数を確保するとともに、いじめ、不登校等の問題を防止し、児童・生徒の健全育成を図る。	生涯学習課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績				担当課
		事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題	第4次事業計画終了時 点での到達目標	
8	(2)子ども	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を目指し、青少年育成市民会議と各学区青少年育成会議の連携のもと、環境浄化や初発型非行防止街頭補導を行い、青少年との関係づくりをし、地域住民とのふれ合いのもと、一人ひとりが希望を持ち、困難なことにも主体的に対応できる力をつけるよう支援する。	「愛のパトロール運動」(第1・第3金曜日)・まちぐるみで「愛の声かけ運動」(7月・11月)の実施	愛のパトロール 市内3コース(毎月第1金曜日)に実施 愛の声かけ運動の実施 ・令和7年7月1日 参加者 820名 ・令和7年11月4日 参加者 684名	補導委員や少年センターを中心に地道な見守り活動、補導活動が初発型非行・問題行動の防止につながっている。 ・地域ぐるみでの見守り活動も継続的にっており、子どもを犯罪や事故から守っている。	補導委員や関係団体役員の高齢化が進んでおり、親世代の積極的な参加が求められる。	確保するとともに、いじめ、不登校、児童虐待をはじめ、子どもを脅かす事件等を防止し、青少年の健全育成を図る。	生涯学習課
9	(2)子ども	人権集会	自分がかげがえのない愛される存在であることを実感し、様々な人との出会いや教材との出会いを通して人権意識を高めていけるよう人権集会などを開催して、人権保育を推進する。また、参観、アンケート、集会だよりなどを通して保護者にも啓発する。	園児を対象としては2ヶ月に1回人権に関するテーマを設け集会を開催する。 保護者を対象としては年2回の研修会を開催し、年間3回以上啓発紙を発送する。	・人権をテーマにした集会を計画的に実施し、寸劇や絵本などにより年齢に応じて考え合う場を持った。また、集会での様子や園児の意見等の内容を、おたよりとして即時に発行し、保護者啓発を図るとともに親子で考える場へつなげた。 ・保護者を対象とした研修会を年間2回以上開催し、機関紙等の発行をし、研修内容の共有を図った。	・集会や研修会後に即時におたより等を発行することで、保護者への啓発や共有につながった。	・実績により一定の成果が得られているが、人権意識の高揚のためには、集会や研修会だけでなく、日常的な発信が必要である。	集会が形骸化することなく、内容や形態等を工夫し、また、保護者の関心や意識が高まるように継続していく。	こども課
10	(2)子ども	子育て相談	いじめや不登園そのほか乳幼児の人権に関する保護者との相談の場をもち、個別課題の解決に向けて、家庭と連携した取組を推進する。	定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子を伝え、話しやすい関係性が築けるようにする。	・個別懇談会等の実施。 ・子育て相談の実施。 ・園だより等を通じて、子育てにつながる具体的な内容等を記載し発信した。	・園と家庭の信頼関係を築く中で、日々の園児の様子について継続的かつ積極的に伝え、成長を共に喜び合えた。 ・課題について具体的に話をしながら、共有し相談できた。	・子育てをする中での親同士のつながりを持てる場について、工夫していく必要がある。	子育ての不安に対応できる職員の資質向上と、相談しやすい窓口体制の定着を図る。	こども課
11	(2)子ども	交通安全施設整備	野洲市通学路交通安全プログラムに基づき、子どもをはじめすべての人の社会参加を保障する環境整備の一環として、交通弱者の安全確保にも効果のある歩道と車道の分離など交通安全施設の整備を進める。	令和2年度の通学路点検により指摘された危険箇所の改修工事の実施します。また、過年度の対策実施箇所の効果を検証し今後の安全対策の参考にする。	通学路交通安全対策推進会議において市内通学路の点検を行った危険箇所の内、市内10箇所の安全対策を行った。	歩道整備やグリーンベルト等を施工することで通学路の安全性が向上した。	通学路の施設改修等を行ったが、限られた予算の中で優先順位をつけて改修をおこなう必要がある。	交通安全対策実施後の効果把握等を行い、交通弱者を考慮した通学路の交通安全対策の改善・充実を行います。これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、安全性の向上を図る。	道路河川課
12	(3)高齢者	消費生活相談	消費生活相談においては、高齢者特有の消費生活問題について関係機関と連携し権利擁護に努める。	野洲市くらし支えあい条例に規定した消費者安全確保地域協議会の推進を図る。	消費者庁及び警察署が保有するリストの情報提供を受け、「見守りリスト」を作成した。 消費者安全確保地域協議会について、6月に「第1回全体会議」を開催し、協議会構成員間における「見守りリスト」の提供について決議され、リストを活用した見守り活動が展開された。 2月に「第2回全体会議」を開催し、協議会構成員より活動報告が行われた。	消費者安全確保地域協議会の仕組みを活用し、消費者庁及び警察署からデータ提供を受け、見守りリスト(1,261件)を作成した。 このリストを活用し、協議会構成員である民生委員児童委員や市の関係部署において、それぞれの事業や取り組みの中で、消費者被害に遭いやすいリスト登載者を効果的に見守ることができた。	見守りリストによる見守り活動の成果を評価・検証し、更なる効果的な見守り活動のあり方について今後検討する必要がある。	高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、消費者安全確保地域協議会を年2回実施すると共に見守りリストの作成と積極的な見守り活動を実施する。	市民生活相談課
13	(3)高齢者	ユニバーサルデザインを基本とした住環境整備の促進	高齢者を含む全ての人が、自立して生活できる安全な住環境の整備に向け、ユニバーサルデザインの考え方に基づく住宅改修を支援し、促進する。	高齢者等が自立して安心して生活できる環境の整備に向け、住宅改修にかかる費用の助成を行う。	高齢者住宅小規模改造助成事業 11件 介護保険による住宅改修185件(4-3月審査分)	在宅介護支援のための住宅改修費用の助成をしたことで、家族の介護負担の軽減と、要介護者本人の自立支援や介護予防、安全な住環境整備ができた。	引き続き制度の周知に努める。	自立して安全に生活できる環境の整備に向け、引き続き助成を行う。	介護保険課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画			令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課	
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題			
14	(3)高齢者	高齢社会の課題に関する教育・啓発	高齢社会における介護や認知症等の社会的課題への関心と理解を高めるため、小中学生や地域の元気な高齢者などを対象に学習の機会の拡充をめざす。その策として、介護施設などにボランティア体験等の受入れを促す。 また広報紙や介護ニュース等を活用し、サービスの情報提供と合わせ高齢社会に関する啓発情報も盛り込むようにする。 また、地域住民を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域で支える意識づくりを促す。	・教育委員会と連携して、児童生徒の認知症サポーター養成講座受講を促す。 ・比較的元気な高齢者の活躍の場の創出と兼ねて、「高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム」を活用し、介護施設等でのボランティア活動を広げ、以て地域住民への理解を広げる。 ・市広報での特集記事の掲載を行い、サービスの情報提供や認知症についての啓発を行う。	・地域の高齢者サロンや福祉施設、企業、小中学校に出向き、認知症サポーター養成講座を30回(延948人)開催した。 ・市広報7月号に認知症カフェ「カフェおこしやす」と「オレンジガーデニングプロジェクト」について特集記事を掲載、啓発を行った。 ・家族介護支援事業として認知症啓発となる映画「ぼけますから、よろしく」を上映し、啓発を実施した。	認知症に関する正しい理解を促すとともに、認知症になっても誰ものがくらしやすいまちをともにつくっていくという意識醸成の機会につながった。	認知症になってもならなくとも、住み慣れた地域で互いに暮らし続けられるように、認知症サポーター養成講座等で、認知症に対する正しい知識の浸透や地域共生への取組につながる啓発を継続していく必要がある。	できる限り住み慣れた地域で生活できる地域づくりのため、高齢社会や認知症についての啓発事業を継続する。	高齢福祉課	
15	(3)高齢者	高齢者の権利擁護	高齢者の権利が守られ、安心して生活が送れるよう権利擁護に係る成年後見制度の啓発や利用を推進する。高齢者虐待の早期発見、早期対応に向けて、関係機関が連携して対応する。	・成年後見制度についての啓発を行う。必要なケースについては成年後見制度の市長申立てを速やかに行う。 ・高齢者の虐待防止、早期発見のための啓発出前講座や高齢者虐待防止勉強会を開催する。	成年後見制度相談会7回(なんでも相談会、出張相談会) 市長申し立て5件 成年後見制度職員向け研修会1回 高齢者虐待防止出前講座 市民向け6自治会(104人) 事業所向け4事業所(73人)	判断能力が低下し成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申立てする親族がいない高齢者に対し、成年後見制度の市長申立てを行い、本人の意思決定支援につながった。 高齢者の虐待防止のための啓発事業として、出前講座を実施し、早期発見、早期対応につながった。	啓発活動については継続して周知していく必要がある。 また、多問題を抱えているケースも多く、支援者間の連携がより必要になるため、ネットワーク構築が必要である。	高齢者の権利を守る意識が広がる。権利擁護のための対応が、関係機関の連携により円滑に行われるようになる。	高齢福祉課	
16	(3)高齢者	高齢者のサービス利用支援と強化	地域の高齢者が、介護保険サービスにとどまらない様々な形のサービスを利用し、自立した生活が継続できるよう、地域関係者とのネットワーク構築や、ネットワークを利用した高齢者実態把握、初期相談対応、継続的・専門的な相談支援、また権利擁護の観点からの対応が必要な者への支援を行う。	高齢者やその家族などの相談を受け止め、本人の自己決定を尊重しつつ、適切な機関、制度、サービスにつなぐとともに関係者のネットワークにより支援を行う。	個別地域ケア会議(困難事例型)34回	多機関と連携し、多角的に支援することが定着してきている。 都度情報を共有し、早期対応に努めることができた。	連携しながら支援する必要があるケースが増えており、ネットワーク形成のために継続して個別地域ケア会議を開催し、課題解決するとともに、地域課題を抽出し必要な地域資源を明らかにする必要がある。	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持する。	高齢福祉課	
17	(3)高齢者	(4)障がい者	コミュニティバスの運行	市コミュニティバスは、単に交通の利便性の面だけでなく、福祉施策の一環として、高齢者や障がいのある方々の生活行動範囲を拡大することや、利便性のある運行に努める。	高齢者や障がい者利用者をについて35,000人を目標とする。 (令和2年度実績数値33,751人)	高齢者及び障がい者の利用率65.1%(46,366人) 一般者34.9%(24,866人)	全体の利用者数が令和6年度から令和7年度は、4,980人の増加となっている。 高齢者及び障がい者の利用率は65.1%であり、利用者数は令和6年度から令和7年度には2,625人の増加となった。	引き続き高齢者や障がい者の生活行動範囲を拡大するため、コミュニティバスの利用促進に努める。	高齢者及び障害者の利用者数43,741人(令和6年度末)を維持する。	協働推進課 ↓ 都市政策課
18	(3)高齢者	(4)障がい者	交通バリアフリー基本構想に基づく実施計画の推進	交通バリアフリー基本構想に基づき交通バリアフリー道路特定事業計画を策定。高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した利便性及び安全性の向上を促進するため、野洲駅を中心とした一定の地区においてバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。	市道小篠原稲辻線の歩道拡幅等のバリアフリー化については、地元や関係機関との調整が必要であり、方向性が決まれば計画策定を行う。	野洲駅南口周辺整備事業に伴い、市道小篠原稲辻線歩道拡幅の用地取得を行う。	市道小篠原稲辻線歩道拡幅を推進した。	引き続き関係機関との協議を進め事業の推進に努める。	バリアフリー化による歩道の構造の方向性が決まれば、計画策定のとおり実施する。	道路河川課
19	(4)障がい者		ユニバーサルデザインによる生活環境の推進	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障害者基本法に基づく第2次市障がい者基本計画を令和3年度に6年間の計画として策定し、施策の柱として「ユニバーサルデザインで安心して暮らせるまちをめざして～まちで快適に過ごす～」を掲げている。 特に、ノーマライゼーションの考え方にに基づき、社会的障壁を取り除くため、生活環境の整備、情報・コミュニケーション環境の整備等を推進する。	コミュニケーション環境の整備という観点で、令和5年10月から手話通訳者の派遣について、市直営事業を開始している。	派遣件数226件	・手話通訳者の派遣制度の開始にあたり、視覚障害者に対して事業の説明会を実施したことで、事業開始前には派遣を依頼されていなかった人が増えた。 今後もし引き続き制度の周知に努める。	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障がい福祉課
20	(4)障がい者		人材育成の充実	共に地域で暮らせる社会を推進していくために、ボランティア活動の振興とボランティア資質の向上を図ることが重要であり、障がいのある人との交流を通じて、社会貢献できるボランティア活動の場を提供し、各種ボランティア活動へ参加する気運を醸成すると共に、その養成に努める。	手話奉仕員養成講座を実施し、手話ボランティアを養成し、聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援の拡大を図る。ボランティアの更なる拡大を図るため、受講生の確保に向け、継続した啓発を行う必要がある。	手話奉仕員養成講座(入門編)を実施した。	受講者9名	・手話を趣味の領域から、ステップアップしてもらい市の手話通訳員としての職務を担っていただけるようつなげることが課題である。	ボランティア活動の振興と手話奉仕員等の人材を育成する。	障がい福祉課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
21	(4)障がい者	精神障がいについての正しい知識の啓発及び自殺対策の理解促進	精神障がいのある人が、住み慣れた地域で自立生活や社会参加ができるよう、社会的な誤解や偏見を取り除いていく取組をすすめ、併せて地域住民の心の健康づくりを進める。 自殺対策の理解促進のために様々な取組を包括的に推進する。	精神障害者家族会(たんぼぼの会)とボランティアの協力を得ながら、健康推進連絡協議会と事業を実施する中で、市民との交流を図る。 市民団体等へ、うつ病等精神疾患の理解が深められるよう講師派遣等の支援を行う。 また、広報やポスター、パネル等により精神疾患、精神障がいに関する啓発を行う。	・精神障害者家族会(たんぼぼの会)の1月の定例会において、会員6名、健康推進員7名と共に調理実習を実施した。 ・ゲートキーパー養成研修(身近なところで相談できSOSに気づき、支援機関に繋ぐ枠割ができる人材育成の研修) 地域:2カ所(たんぼぼの会、さくらばさまサロン) 学校関係:6カ所(3小学校、2中学校、教育委員会) 市職員(職場研修委員、課内) 合計256名 ・広報やポスター・デジタルサイネージでの啓発、リーフレット等啓発物品の配布や設置による啓発を自殺予防週間等の他、年間を通じて実施した。	・健康推進員が、精神障害者家族会(たんぼぼの会)の1月定例会において、精神障がいの当事者やその家族と調理実習を通じて交流を図ることで、障がいへの理解を深める機会となった。 ・地域でのゲートキーパー養成研修では、「支えあうこころの健康づくり講座」を実施し、うつ病等の精神疾患の知識啓発が行えた。 昨年度に引き続き、身近な子どもの声・SOSをキャッチするために、教員向けゲートキーパー研修を市内小・中学校へ夏休み期間を中心に研修開催することができた。 ・自殺対策の理解促進を促進するため、ポスターの掲示や啓発物品の配布、LINE配信により、市民に様々な相談先の周知を行うことができた。	・精神障がいのある人が、地域で自立した生活や社会生活が送れるよう、市民に正しい知識が得られるよう、今後も継続して啓発を行う必要がある。 ・自殺対策への理解促進のため、誰もが相談役となれるよう健康づくり講座・ゲートキーパー研修の実施を継続していく必要がある。 小・中学校からの継続実施依頼があるため、計画的な開催調整が必要である。	精神障がいに関する誤解や偏見をなくすために啓発や自殺対策の理解促進の取組を継続する。	健康推進課
22	(4)障がい者	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消する啓発	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、種々の機会を捉え人権意識の高揚を図る。また、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため啓発事業や交流事業を実施する。	○障がい福祉課 ・障害理解と障害者差別解消法の広報・啓発を実施(広報やす年1回以上掲載) ・障害者理解の講演会を実施(年1回) ・障がい者虐待防止のための講演会の実施(年1回) ・市民や団体・関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施(随時) ・障害者週間(12/3-12/9)街頭啓発	・障がい者への理解については、広報12月号において、啓発を行った。また、障害者差別解消法においては、市ホームページで継続して周知啓発を図っている。 ・講演会については、令和7年12月8日に虐待防止研修会を開催した。 ・出前講座は1事業所で実施した。 ・障害者週間において、啓発物資を作成し、啓発活動を行った。また、障害者週間を「be smile week」と名付け、市内の障がい福祉作業所を通じて障がいを考えることを目的に、市職員をはじめ様々な方に作業所の活動等を知っていただく機会として【be smile days マルシェ】を開催した。	市の関係機関や障がい福祉サービス事業所を含め、市民全体に障がい者への理解を深めることができた。 【be smile days マルシェ】 出店者数 7事業所 来場者数 約200名	限られた予算の中で、効果的な事業展開を図る必要がある。	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、人権意識の高揚を図る。	障がい福祉課
				○発達支援センター研修・啓発事業の実施 ・発達障がいの正しい理解と支援について、市民対象の研修会や講演会を実施 ・市民や関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施 ・広報やす「発達支援センター通信」の掲載(隔月) ・「発達障害啓発週間」や「世界自閉症啓発デー」に合わせた広報やすへの記事の掲載およびポスター啓発 ・図書館で、発達障がいの理解と支援に関する図書コーナーの設置	○成年後見人等への報酬助成 ・支給件数 9件(内、生保者数4名) ・報酬助成額 2,290,873円 ○地域権利擁護事業(事業実施主体:野洲市社協) ・契約件数:83件 ・障がい者の内訳／知的:16件(うち、新規2件)精神:37件(うち、新規5件)	広報紙への掲載等を通じて制度の利用促進を図る中で、これまでから制度につなげることができなかった方に、地域の専門機関である成年後見センターもだまと連携、支援を行うことで、制度に繋げることができた。 ○成年後見制度申立て支援件数 2件	成年後見制度報酬助成にかかる件数及び助成金が前年比が大きく伸びている。 利用促進を進めていることから、今後も益々の増加が予測されることが予想される 令和4年度報酬助成7件(128.6%) 報酬助成金額 1,493,484円(153.4%) ()内は、対前年度比	発達障がいについての正しい理解と支援については、本人、保護者・家族、支援者等の関係者だけではなく、広く市民全体への啓発事業を継続する。	発達支援センター
23	(4)障がい者	障害者差別解消法における取組の推進	平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行され、地方公共団体に対して、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されることから、事業の実施にあたっては、実効性のある対応ができるよう、差別解消に向けた必要な検討と取組を進める。	①職員対応要領に基づく合理的配慮の提供により、障がいを事由とする差別の解消を進める ②地域における関係機関等との連携による情報共有をはかる ③障害者理解の促進に向けた啓発を進める	・合理的配慮の一環として、聴覚障害者のために専任手話通訳員を雇用している。 ・障害者理解促進の一貫として、市役所本館市民生活相談課の仕切り壁に障害福祉サービス事業所の活動紹介のスペースを設けている。	・活動紹介は来庁者が立ち止まって見ておられるので、事業所がどんな事されているか等知ってもらえる機会となっている。	・障害理解の促進については、一般市民だけでなく、企業への啓発も必要である。また、広報等を通じて広く発信する必要がある。	計画期間での取組が実効性のあるものになっているか検証し、課題を明確にする。	障がい福祉課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類		第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課
			事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
24	(4)障がい者		障がいのある人の権利擁護の推進	知的障がいのある人や精神障がいのある人の中には、自己の意思表示が困難な人は権利の侵害にあうことがあるため、関係機関と連携を図りながら成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進することにより、日常生活の管理、財産管理を行い権利擁護に努める。	権利擁護事業契約者数 90人	○成年後見人等への報酬助成 ・支給件数 9件(内、生保者数4名) ・報酬助成額 2,290,873円 ○地域権利擁護事業 (事業実施主体:野洲市社協) ・契約件数:83件 ・障がい者の内訳／ 知的:16件(うち、新規2件) 精神:37件(うち、新規5件)	広報紙への掲載等を通じて制度の利用促進を図る中で、これまでから制度につなげることができなかった方に、地域の専門機関である成年後見センターもだまと連携、支援を行うことで、制度に繋げることができた。 ○成年後見制度申立て支援件数 2件	成年後見制度報酬助成にかかる件数及び助成金が前年比が大きく伸びている。 利用促進を進めていることから、今後も益々の増加が予測されることが予想される 令和4年度報酬助成7件(128.6%) 報酬助成金額 1,493,484円(153.4%) ()内は、対前年度比	障がいのある人の日常生活支援及び虐待防止に向けた支援等のため、関係機関と連携し成年後見等利用や地域福祉権利擁護事業の利用の啓発や促進を行う。障がいのある人が権利侵害のない自立した生活を送るために必要な支援を行う。	地域生活支援室
25	(4)障がい者	(6)外国人	点字や拡大文字による ごみ情報提供 (さくら墓園永代使用墓所年間管理料徴収)	視覚障がい者、視覚弱者、外国人に対しての行政情報伝達の一環として、ごみ収集に関する情報を点字及び音声テープ、拡大文字、外国語で提供する。 (視覚障がい者、視覚弱者に対しての行政情報伝達の一環として、さくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で提供する。)	希望する対象者へ100%配布	・点字、音訳版、拡大文字ごみカレンダーを希望者に配布。 ・ごみ分別アプリ内にごみの分別内容について外国語表示 ・対象者に対しさくら墓園永代使用墓所年間管理通料通知文書を点字で送付。	ごみ分別アプリ内のごみカレンダーについて、ユニバーサルデザイン(絵表示)により、国籍に捉われず理解しやすい内容となっている。	ペーパーレス化を図るため、ごみ分別アプリを導入し年々登録者が増加しているものの未だカレンダー(紙)を望む人が多い。	希望する対象者へ100%配布する。	環境課
	(5)同和問題		就労対策相談事業	安定就労に向け、雇用と生活等の問題をハローワークと協力し市役所内に設置した「やすワーク」を拠点として関係機関との連携により解決を図る。	就労相談は、ハローワーク、関係課・機関と連携を図り、相談者と関係機関をつなぐ役割を担う。	【市民生活相談課】 令和8年3月末時点 ・やすワークによる就労支援相談利用者/290人(生活困窮/84人、一般/206人)(延べ901回の面談) 就労決定者実人数/49人 ※当課の就労相談事業は、一般施策であることから、地区等の数値は把握していない。 人権センター窓口にはハローワーク等からの求人にかかる情報(チラシ含)を常設。 ・市民交流センターに求人情報を設置。 就労相談 74件 その他ハローワーク等からの求人情報紹介を実施。 必要に応じて就職後の相談にも応じる。	地域の就労問題について必要な情報提供を行うことができた。 ・市民生活相談課やハローワーク、関係課等と連携を図り、相談者への情報提供、相談を行うことができた。	関係機関との連携により解決を図るとしているが連携はまだまだ不十分である。 ・市民生活相談課やハローワーク、関係課等と連携を図り、相談者への情報提供、相談を行うことができた。 今後も就労を希望される方が、安定した就労ができるよう相談、支援を継続して行う。	就労希望者が安定的に就労できるようにする。	市民生活相談課 人権センター 市民交流センター
27	(5)同和問題		修学奨励助成金	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	【日本学生支援機構分】 市免除・返還分5名 【その他分】 返還免除 県への申請 5名 (県免除承認決定5名)	野洲市修学奨励助成金交付要綱により適正に事務を行った。	修学奨励助成金の償還継続の事務の手続きを行う。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続きを行う。(令和15年度まで)	学務課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
28	(5)同和問題	部落解放・人権政策 確立要求に向けた取 組の推進	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行 委員会の活動に参画して、部落差別をはじめとする あらゆる差別を撤廃するための取組を行う。	・実行委員会事務局 ・総会、事務局研修、連続講座、幹事 級研修などへの参加 ・基本法ニュースの発行支援継続	5/17 定期総会 映画「拳と祈り～袴田巖の生涯～」 鑑賞 10/9 幹事級研修会 演題「差別・人権問題の解決に有効 となるシステムを地方から」～包括 的差別解消条例の意義と実効性～ 講師 松村元樹さん(反差別人権研 究所みえ常務理事) 11/6～7 交流研修会 「長野県松代大本営平和祈念館、松 代象山地下壕、丸子解放センター、 彩の森霊園、長福寺」 12/1基本法ニュース第34号発行フェ イクニュースやデマに注意 2/19「部落解放・人権政策」実務者 研修 演題「変容する現代社会の部 落差別」講師 阿久澤麻理子さん(大 阪公立大学教授)	総会後の記念事業では「拳と祈り～ 袴田巖の生涯～」の映画上映があり、 冤罪の恐ろしさや不当性について再認 識する機会となった。また基本ニュー スでは、ネット上のデマやフェイク ニュースの拡散による人権侵害の実 態や「情報流通プラットフォーム対処 法」の有効性について周知することが できた。	びわこ南部地域実行委員会で協議 する中で課題となる項目を次年度へ 反映していく。外国籍の人の人権問 題など	部落解放基本法jの制 定をめざし継続する	人権施策推進課
29	(5)同和問題	同和問題講演会	同和問題についての正しい理解と認識を深め、あ らゆる差別の解消に向けての啓発の一環として講演 会を行う。	同和問題強調月間に、同和問題につ いての正しい理解と認識を深め、あ らゆる差別の解消に向けたの啓発の 一環として、同和問題講演会を開催 する。	9/13 講演 「さかな屋さんと自尊感情」 ～人権同和教育の現場から～ 講師 野洲市社会福祉協議会会長 西村 健さん 参加人数 106名	アンケート結果 講演内容に対する理解度で、大変理 解できた61.0%、大体理解できた 33.0%となり、多くの参加者の理解が 得られた。	アンケートの結果から ①どの団体の呼びかけで参加した か？の問いに自治会と行政からの 参加は約4割を占めていたが、逆に 企業関係は2%で、企業人推協等と さらに連携して参加者増を図る必要 がある。 ②今後希望するテーマは？の問い に、同和問題が上位であったことか ら、アンケート結果を参考に次年度 に反映する。	同和問題講演会を開催 し、同和問題をはじめあ らゆる差別の解消に向 けての啓発を継続す る。	人権施策推進課
30	(6)外国人	国際理解推進事業	野洲市国際協会と連携を図り、言語や文化の違い についての相互理解や交流機会を充実する。	市民への国際交流や国際理解を深 めるために野洲市国際協会の運営 を補助する。 米国ミンガン州クリントン・タウンシッ プとの姉妹都市交流事業を行う。	・野洲市国際協会の運営を補助を実施した。 ・姉妹都市交流事業については、現在市単独 の使節団の派遣・受入事業は中止している が、滋賀県とミンガン州の友好親善使節団派 遣事業に協力している。なお、本市への受入 はなかった。	・野洲市国際協会への運営補助によ り、協会主催で様々な行事を実施して いただき、国際交流や国際理解を図る ことが出来た。	・市単独事業における「派遣」、「受入」は共に 難しく、当面は県事業への協力という形で継続 することとし、今後は社会情勢を踏まえ、費用 負担や相手都市の意向等を踏まえた調整を行 い、継続的な交流のあり方を検討する必要がある。	市民の国際交流や国際 理解を深め、多文化共 生の推進を図るため、 交流事業を継続する。	総合調整課
31	(6)外国人	外国人支援事業	外国人が安心して暮らせるよう分かりやすい通訳・ 翻訳等の支援に取り組む。	外国人支援事業委託を行う。	・通訳・翻訳アプリの充実により、個 人のスマートフォンのアプリを利用す るケースが多く、通訳事業は個人の アプリの利用と電話通訳を併用し た。また、翻訳事業は1件に留まっ た。	・多言語対応の通訳・翻訳サービスを 活用し、外国人支援に対応することが 出来た。	・市の人口に占める外国人住民の割合は 約2%であり、令和9年4月からは就労育 成制が開始されることにより、今後も定住 する外国人の割合の増加が予想されること から、外国人のニーズを適切に把握し、実 態に即した支援を検討する。	今後、国籍の多様化が 見込まれる外国人支援 の状況を鑑み、必要と なる対応を行うため、支 援事業を継続する。	総合調整課
32	(6)外国人	外国語等資料整備	外国人等への情報提供として、外国語資料等の利 用しやすい形態の資料を整備する。図書館の利用案 内を各国言語に翻訳して外国人にも使いやすい施設 となるようにする。	外国語資料を受入し利用できる外国 語資料の増加をはかる。図書館の利用 案内の内容の改定があったときは 外国語版も改定を行う。	・多文化共生に関する特集コーナー を年3回設置。 ・外国語資料を61冊受け入れ。	・特集コーナーについては計画通り設 置。 ・専門書店からの購入や資料の寄贈 などにより、外国語資料を受け入れ。	・特集コーナーについては、大人向 けだけでなく子ども向けのものも設 置するなど、様々な視点から今後も 継続していく。 ・数年前と比較して資料費が減額し ている中、高額な外国語資料の購入 が難しい状況にある。	・多文化共生に関する 資料の展示について は、年1回以上実施す る。 ・寄贈資料等も活用しな がら、外国語の書籍の 所蔵数を5年間で100冊 以上増やす。	図書館

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
33	(7)インターネット	インターネットによる人権侵害の防止策・防止教育	インターネットによる人権侵害の防止のための啓発・教育を行う。人権を侵害するような情報を掲載しないなど個人の責任やモラルの啓発を行う。 学校等においては、インターネット等の安全な使い方と情報の真偽を見抜く力を養うために教育を行う。	差別書き込みやネット上のいじめなど人権を侵害する悪質な情報に対して情報を共有し、関係機関とのネットワークづくりをする。 また、適切な対応ができるよう対応マニュアルを作成する。 人権侵害を監視するリーダー人材の育成、研修会に参加する。 人権侵害の被害者に対する相談活動を行う。	・人権施策推進課 滋賀県人権センター主催のインターネット人権啓発研修会(2/4開催:オンライン受講)に2名受講。モニタリングの出前講座(3/19開催)4名受講。 ・学務課 小学校1年～中学校3年まで、各学年の道徳科の授業の中で、情報モラルをテーマとした学習を年2、3回行っている。 また、情報モラルに関して精通している外部講師を招いて、小中学校へ出前授業を行っている。 小学5年生においては、社会科や国語科の授業の中で、情報モラルやネットリテラシーをテーマに取り上げた教材や資料を用いて、系統的に学習に取り組んだ。	・人権施策推進課 研修会・講座を受講し、インターネット上のモニタリング(人権侵害)を実践するための手法について学ぶことができた。 ・学務課 オンラインゲームやSNSの利用で危険なことになった事例の紹介することで、情報の送り手、受け手としての両方からの立場で考え、ネットとの正しい関わり方を小学生の段階から学ぶことができた。	・人権施策推進課 当課において次年度以降に新規事業として取り組む予定のインターネットのモニタリング事業について具体化する必要がある。 ・学務課 情報モラルの理解は広まってきているものの、SNSやチャット上でのやりとりが原因で、いじめにつながっている事例が数件報告であがってきている。学校の管理下でないところで起こっているのも、事実確認や指導が難しいところもある。保護者にもネットの危険性をもっと認識してもらい、家庭でも指導や管理をしてもらう必要がある。	インターネットによる人権侵害への正しい知識を持ち、啓発することにより、意識向上させ、未然防止に努める。人権侵害が起こった場合、関係機関と連携し解決を図る。	人権施策推進課 学務課
34	(8)その他さまざまな人権問題	エイズ、身近な感染症についての啓発	HIV等の感染症について正しい知識を普及し、患者に対する誤解や偏見をなくすため、健康教室やパンフレット配布等により、感染症に関する啓発を進める。	世界エイズデーにちなんでのキャンペーンポスター掲示、エイズを含めた身近な感染症の予防に関する広報やチラシにより、市民に正しい知識を啓発する。	健康福祉センター内にポスター掲示	エイズを含めた身近な感染症の予防に関するポスターの掲示により、市民に正しい知識を啓発した。	市民が正しい知識を得る機会が得られるよう、今後も継続して啓発を行う必要がある。	エイズ新規患者数の減少は見られないことから、今後も取組を継続する	健康推進課
35	人権一般	個人情報の保護	基本的な人権を擁護するうえで重要な意義を有する個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を進め、個人の権利利益の保護を図る。	個人情報保護に関する制度は年々更新されるため、個人情報の取扱方法や事務手続きを常に最新のものにし、各課の担当者にその都度指導する。 平成27年度より番号法が施行されたことに伴い、特定個人情報の保護に対する職員の適切な対応が求められることが予想されるため、庁内連絡会議を定期的に行い、職員の特定個人情報に対する意識の向上及び適切な利用を図る。	個人情報の保護に関する法律に則り、個人情報の適切な利用、収集、保管等に努めた。 オンライン研修等を受講し、知識の向上に努めた。	各所属の個人情報取扱担当者を中心に、適切に個人情報を取り扱うことができている。	安全管理措置規定に基づいた自己点検、内部監査が実施できなかったため、令和8年度は適切に取り組む。	職員の個人情報の保護に対する意識の向上を図り、特定個人情報を含む個人情報を保護する。	総務課
36	人権一般	窓口人権相談の充実	市民相談総合窓口ネットワークにより人権相談の第2窓口として個別窓口の役割を果たす。電話、来所により、人権相談に応じて解決を図る。専門的事例は、人権擁護委員、弁護士相談等につなぐ。	電話・面接による人権相談の実施。人権相談で各部署と連携を図る。相談員の相談援助技術の向上を図る。	・人権センター 相隣関係 11件 その他 16件 ブライパシー 3件 公務員の職務執行 10件 不利益労働 1件 家庭内暴力 1件 合計 42件 ・市民交流センター 人権 5件 環境 1件 福祉保健 81件 就労 74件 教育 176件 生活 66件 法律 0件 合計 403件	・人権センター 近隣住民とのトラブルや公務員の職務執行についての相談が多かった。丁寧な聞き取りを行い関係機関や関係課と連携し問題解決にあたった。 ・市民交流センター 人権、環境、福祉保健、就労、教育、生活に関することなどあらゆる生活、就労相談に対応した。 教育相談については、保護者や学校等と十分連携して問題解決に当たることができた。	・人権センター 生活相談も含めた相談内容が多く、根本的な問題解決につながらず長期化する傾向にある。 ・市民交流センター 相談内容自体は簡単なものから複雑多岐にわたるものまであるが関係機関と連携しながら取組を進めていくことができた。 また、長期継続的な支援が必要な事案については、相談を密にし、関係機関との連携を図り問題解決を図ることができた。 今後も、さまざまな相談に対応できる職員の相談技術の向上と、相談しやすい体制の充実を図っていく。	職員の資質向上と相談しやすい窓口体制の充実を図る	人権センター 市民交流センター

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
37	人権一般	人権擁護委員	法務大臣委嘱の人権擁護委員による特設人権相談所(人権なんでも相談所)を開設し、人権相談を受ける。また、人権教室として、人権紙芝居を5歳児対象に実施する。 国の人権擁護制度への連携として人権擁護委員法に基づき人権擁護委員候補者を推薦するほか各協議会への関与・参画を図る。今後の人権擁護の法制度の変更に的確に対応し人権救済の充実をめざす。	人権擁護委員が行う啓発活動の支援 大津人権擁護委員協議会と各種啓発行事で連携 地域人権啓発活動ネットワーク協議会参画	○人権教室(紙芝居)実績 ・ゆきはたこども園 46人 ・野洲幼稚園 17人 ・祇王明照保育園 27人 ・野洲第3保育園 16人 ・しのはらこども園 29人 ・野洲優愛保育園モンチ 10人 ・北野幼稚園 45人 ・あやめ保育所 23人 ・しみんふくしの家竹が丘 23人 ・祇王幼稚園 21人 ・きたの保育所 17人 ・みかみこども園 33人 ・中主幼稚園 56人 ・さくらばさまこども園 32人 計 395人 ○「人権の花運動」 ・篠原小学校(5・6年生) 52人	「人権教室(紙芝居)」の実施は14園(所)であり、対象の5歳児には、紙芝居を通じて嫌な事をされたり言われたりした時には、一人で悩まずに先生や家の人に話す事の大切さを学んでもらうことができた。さらに、実施の園の保護者に手紙で紙芝居の内容を知らせて家族の会話を促したので人権の思想普及につながった。 また、「人権の花運動」の実施については、取組みを行った児童の保護者より家族との会話の中で人権の花に関する話題が多くなり、家族の方を知ってもらえたことや、全校児童・保護者に対して集会や学校だよりで取り組みや趣旨について紹介し人権意識を高めることができた。	【人権教室(紙芝居)】 DVDによる人権紙芝居から人権擁護委員による読み聞かせ方式の人権紙芝居に一部変更したことにより委員の負担が増えた。 【人権の花運動】 無事サルビアが開花するよう、休日、長期学校休業日の水やりなどの世話が大変であったことから、地域や人権擁護委員の手助けが必要になった。	上位法「人権擁護委員法」に基づき、事業を実施する。	人権施策推進課
38	人権一般	戸籍住民基本台帳 個人情報	市民課は戸籍や住民票などの個人情報を管理し、市民の請求により証明書を発行している。 証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前登録者に対してその交付した事実をお知らせする本人通知制度を設け、身元調査等を目的とした不正請求・不正取得を防止し、抑制につなげている。 また、野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	戸籍や住民票など個人情報の適正な管理に努めるとともに、住民票等の不正取得による身元調査等を防止するため「本人通知制度」を運用し、その制度の周知を行った。	戸籍や住民票など個人情報の適正な管理に努めるとともに、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行うことができた。	今後も、引き続き制度の周知に努める。	・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	市民課
39	人権一般	事業所内公正採用選考 ・人権啓発推進事業	事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく啓発や企業啓発指導員による啓発指導、事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問を行うとともに、対象者ごとの研修会を実施す ズ	事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく進行管理 ・企業啓発指導員による啓発指導 ・事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問	(1)令和7年度事業所内公正採用選考人権啓発推進班員事業所訪問実績 1.事業所訪問数 140事業所(市職員担当70事業所、地域経済振興課担当70事業所) 2.事業所訪問実施方法 事業所訪問対象事業所数140事業所のうち③FAX・④電話・⑤郵送は僅少であった。 3.推進班員ヒアリング結果については対象140事業所すべてに「事業所内人権啓発推進状況調」「公正採用選考実施状況」「事業所に対しての指導状況等」が文書として「ヒアリング結果」としてまとめられている。 4.人権啓発推進班員の事業所訪問に向けての研修会を実施した。(令和7年6月26日) 対象推進班員70名のうち51名が研修会に参加 ①(公財)滋賀県人権センター講師による「公正採用選考と事業所訪問の意義」を講演いただいた。(パワーポイントで説明) ②地域経済振興課企業啓発指導員による「推進班員事業所訪問実施方法の説明」が行われた。(「事業所訪問の手引き」を作成し説明) 5.令和7年度推進班員事業所訪問実施報告書を作成し部長まで報告。	(1)令和7年度事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員事業所訪問実績 1.事業所訪問数 事業所訪問数については前年度150事業所から10事業所減少した。 理由として ①前年度推進班員担当先70事業所、地域経済担当先80事業所で行っていたが、地域経済振興課の訪問負担頻度が高かったこと。 ②例年、同じ事業所において事業所内正採用選考・人権啓発推進状況調べの提出拒否や推進班員訪問拒否(訪問、FAX、メールを含む)が10件程度発生しており、訪問可能な事業所に絞って実施したことにより140事業所すべてに事業所訪問が実施できた。 2事業所訪問実施方法 令和6年度との比較においては、訪問が19事業所18%増加、FAX・電話・郵送が減少しており、過去5年間減少傾向が続いている。また、過去から回答いただけない事業所の存在が見られたが、令和7年度は皆無となった。これらの理由として、過去3年間の推進班員の事業所訪問活動が対象事業所に受け入れられていること。事業所においても事業所内人権啓発意識の向上が見られたことによる。 3.推進班員ヒアリング結果	2.事業所訪問実施方法 ①事業所に対して「事業所内人権啓発推進状況調」の提出を依頼しているが、期限内に提出のない事業所も見受けられ、提出を依頼して推進班員に代わって地域経済振興課が訪問したケースがあり、事業所に対して提出期限厳守の方策を検討する必要がある。 ②推進班員において業務多忙により事業所訪問できていなかった班員がいた。地域経済振興課で訪問したが、今後改善方策をとる必要がある。 4.人権啓発推進班員の事業所訪問に向けての研修会 参加者が51名と全体の73%に留まっている。 不参加の理由は日程困難、当日業務多忙であるが、研修会の実施方法や日程調整等を今後検討する必要がある。	事業所の社会的責任としての公正な採用選考の実施を推進し、事業所自らが主体的に人権尊重の視点をもとにした活動の推進を図るため、県の取組と連動して継続して行う。	地域経済振興課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
					事業所訪問の①年度当初計画、②実施方法、③進捗管理および事業所訪問結果の評価、④次年度に向けての課題と対応について報告を行った。	推進班員の事業所訪問における事業所内啓発の意識の向上は年度ごとに向上している。 4.人権啓発推進班員の事業所訪問に向けての研修会 企業啓発指導員による「推進班員事業所訪問実施方法の説明」については、毎年、説明内容に前年度の反省を踏まえて新たに作成しており、推進班員の事業所訪問に対する理解が進んだものとする。結果として、すべての事業所に対して「ヒアリング結果」が作成されている。 5.令和7年度推進班員事業所訪問実施報告書 令和4年度から報告書は作成しており、年度ごとに報告書の内容は精度が向上してきている。			
40	人権一般	人権教育基本方針	人権教育基本方針に基づき事業を推進する。基本方針の周知徹底を行うとともに、必要に応じ改定を行う。	就学前教育・学校教育・社会教育のそれぞれの分野に応じた人権教育を展開していく。	・就学前、学校教育において、人権保育基本方針、人権教育基本方針に基づき、学習を進めることができた。	・人権保育基本計画、人権教育基本計画に沿って、各校園所が園児、児童、生徒の実態に合わせて、保育実践、教育実践を行うことができた。	・人権教育・保育がベースにあることを再確認し、一人ひとりを大切にしたい教育を進めていく。 ・今後さらに人権教育基本方針、人権保育基本方針の周知徹底を行い、共通理解のもと実践が行えるようにする。	人権教育基本方針に定めた各カテゴリーごとの推進目標を達成する。	学務課
41	人権一般	人権保育推進事業	人権保育基本方針の周知徹底を図るとともに、必要に応じて改定を行い、人権保育を推進する。	年間8回の職場研修を実施する。	・年度当初において、人権保育基本方針についての周知徹底を図り、基本方針に基づいた保育実践と職場研修を行った。 ・職場研修では、保育現場での不適切な保育を見逃さず、子どもの人権擁護についての意識を高め、自らの保育を振り返ってもらうことを目的に実施した。	・研修を通して自分自身の言動を振り返り、考え合える場が持てた。今後においても人権意識を高めていくために継続的に取り組んでいく。 ・「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」を活用することで、“きずき”につなげ、より身近な視点からの振り返りにつながった。	・職場環境として多様な勤務形態の中で、研修を効果的に実施するためには、更なる工夫と改善も必要である。 ・職員それぞれの悩み等を含め、一人が抱え込まないための配慮や風通しの良い職場環境づくりに努めていく必要がある。	人権保育基本方針に則り、教育・保育の資質の向上と職員の人権感覚の向上が中堅層を中心に広がる。また、人権教育・保育訪問に年間1人1回は研修として公開保育・協議会に参加する。	こども課
42	人権一般	人権教育推進員	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修を実施し、人権尊重のまちづくりを推進する。	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を開催する。	○人権セミナー (人権教育推進員研修会) 日時:6月7日(土)14:20～15:45 場所:野洲文化小劇場 講演:なぜ学? 何を学? ～多様化する社会と“わたし”～ 講師:部落差別解消のための啓発を考える会・草津 杉江範昭 さん 参加:188人(前年169人) 92自治会のうち82自治会が地区別懇談会を実施(89%)そのうち8自治会では年2回の実施。	○人権セミナーアンケート結果 セミナーについて、「人権に関する意識が深まりましたか」という問いに対し否定的な回答はほとんどなく、参加者の大半が肯定的な回答だった。 ・大変深まった 54. 1% ・だいたい深まった 37. 7% ・あまり深まらなかった 8. 2% ・全く深まらなかった 0% 地区別懇談会の実施率はコロナ過では 50パーセント以下まで下がったが、比較的高い実施率(80%台)に戻り維持している。	各自治会において人権教育推進員や各種委員についての選出が困難な状況が続いている中、少しでも人権教育推進員及び自治会長の負担軽減を図る工夫が必要。また、参加者を増やすため、各自治会事業等と重ならないよう日程調整をしなければならない。	各自治会に人権教育推進員を委嘱し、研修会を継続的に開催する。	人権施策推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
43	人権一般	学校・園所人権教育 推進委員会	各中学校区部会、プロジェクト部会を中心とした学校・園所人権教育推進委員会活動を推進する。	・中学校区部会の取組推進 ・小学校人権学習プランの推進 ・就学前から高校までの一貫した人権学習の様々な人権課題別目標の設定 ・教職員人権問題研修の推進	・運営委員会 1回 ・新任・新赴任教職員人権研修 1回 ・事務局会 4回 ・人権同和教育主任会 4回 ・市統一テーマ研修 1回 ・「野洲市人権学習プラン」改訂プロジェクト部会 4回 ・各中学校部会 全体研修会 授業(保育)公開・研究協議会を実施した。	・中学校区部会では、就学前から高等学校まで校種間を越えて、公開保育や公開授業を行った。それにより、子どもの姿から、どのような力を育成していく必要があるのかを共通理解することができた。 ・事務局会、人権同和教育主任会では、各校の情報を共有したり、映像や資料、実践例から意見を交流し、学び合うことができた。 ・「野洲市人権学習プラン」の改訂プロジェクト部会では、共通教材(部落差別問題学習)と課題別人権学習の内容を見直し、新たな「人権学習プラン」を作成した。	・教職員の人権感覚の向上に向けて、「自分ごと」として考える事のできる参加型の研修、自分の思いや考えを伝え合える場を定期的に設定する。 ・人権同和教育主任会で共通理解したことや学んだことが各所属で伝わりきっていない現状がある。今後は、各所属でも話題提供や研修の実施を促していく必要がある。	・人権学習プランを小学校で完全実施し、学習内容のデータベース化を図る。 ・中学校においても様々な人権課題についてのつきたい力を明確にし、各中学校部会での協議の中心とする。 ・人権学習プランの(就学前から中学校まで)次の見直しへの見直しを持つ。 ・人権学習の講師のデータベース化を図る。 ・就学前から高校までの連携の中で自尊感情の向上を図り、中学校2年において「自分が好き」と答えられる子が85%以上をめざす。	学務課
					・就学前から高校までの連携の中で自尊感情の向上を目指した保育実践を図った。	学務課と同じ	・新たな人権課題(インターネット、LGBTQ、ヤングケアラー等)の学習を進めるために職員研修の充実を図っていく必要がある。		こども課
44	人権一般	市人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう市人権啓発推進協議会に対して支援を行う。	各学区人推協や地域団体等により組織された、市人推協が支援することで、全ての市民に人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決の促進に資する。	定例的(月1回)に役員・運営委員合同会議の開催や地域交流事業、啓発誌の発行(年2回/5月・10月)、人権作品の募集・審査・表彰、啓発教材の企画・作成、野洲駅での街頭啓発等を実施した。	定例の役員・運営委員合同会議で各学区の取り組みの情報共有と学区区間での交流を図ることができた。また、各部会(地域交流事業・啓発事業、人権YASU2026、啓発誌発行等)において計画的に実施し、市民に対して啓発することができた。更に人推協事業を効率・効果的に展開するため、次年度に向け事業見直し検討会議を実施した。	部会において各事業への参加者拡大に向けた内容・周知方法・開催日程などさらなる創意工夫が必要である。また、人推協の組織強化や主体的な事業推進に向けた人権リーダーの発掘・育成、事業見直し後の検証を行っていく必要がある。	更に効果的な啓発の推進が図られるよう支援する。	人権施策推進課
45	人権一般	学区人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して支援を行う。	部落差別をはじめあらゆる差別を許さないまち、差別問題を自らの課題と考え行動できる人をつくるために住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して、財政的な面も含めて支援を行う。	各学区人権啓発推進協議会が主体となって実施される講演会や研修会等について補助や講師の紹介などの支援を行った。	補助金を有効活用し、各学区人推協が独自に人権啓発事業の内容を工夫され、多くの地域住民の協力や参加が得られている。	啓発事業の参加者拡大に向けたさらなる事業内容および周知方法の工夫が必要である。	市民自らが主体となって、住民等に対して、差別のない明るい地域の確立に向けた人権啓発ができるよう支援する。	人権施策推進課
46	人権一般	広報掲載啓発事業	同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解を得るため、広報やすへの掲載をはかり、啓発を行う。	広報やすによる啓発記事の掲載	人権週間や人権擁護委員の日、同和問題強調月間に合わせて広報やすに記事を掲載した。また市民課待合ブースにある情報モニターへの記事掲載、市公式LINEによる配信、野洲駅南口掲示板の活用、市民課待合スペースでのパネルの掲載など啓発を行った。	市広報のみならず、様々な方法(電子媒体や報道機関等)について取り入れ周知することができた。	広報誌での周知と併せて啓発可能な新たなスペースの拡大(病院や図書館等多くの人が集まる場所)を図る必要がある。また、庁内ネットを活用し職員への周知も図り、人権意識のさらなる向上に努めなければならない。	広報やすによる啓発記事の掲載を継続する。	人権施策推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
47	人権一般	職員人権問題研修	行政職員として必要な幅広い人権問題に対する人権感覚と人権意識を身につけるため、研修目的を明確にし、多様な研修を実施する。	職員研修について、一定のルールに基づき点検し、基本方針に見合う研修を実施する。	職員研修計画に位置付け、人権に対する正しい理解と幅広い知識の習得、人権意識の向上を目指し研修に積極的に職員派遣を行った。 ・人権教育研究大会(21名) ・人権尊重と部落差別を目指す県民のつどい(15名) ・「ひと」と「ひと」の集い(14名) ・市民のつどい(30名) ・人権セミナー(11名) ・同和問題講演会(13名) ・びわこ南部地域人権啓発連続講座(71名) ・基本的知識を習得するため「新任職員研修」へ派遣(14名) ・障がい者への正しい理解し、ともに地域で生活する者として理解促進を目的に「市内作業所での体験事業」へ新規採用職員を派遣(18名) ・多様な性のあり方に関して、職員研修の実施。(参加者44名)	研修に参加し、「人権に対する理解を深められた」、「差別や偏見に対する意識を高められた」等の意見が多く、人権に対する意識向上が図れ、研修の成果があった。	職員研修開催時期について、対象となるすべての職員が出席できるよう、業務の繁忙時期を避ける等の配慮が必要。 研修派遣後の職場内伝達研修の実施が十分ではないため、今後、伝達研修実施の周知を図る。	職員人権問題研修を継続する。	人事課
48	人権一般	特別職人権問題研修	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	第21回野洲市人権尊重をめざす市民のつどいをはじめ人権施策審議会等への各種会議に出席した。	令和8年2月14日開催の市民のつどいでは、人権作品の展示と講演が開催され、性的マイノリティに関しての講演をいただき、令和8年度から導入するパートナーシップ制度に対する認識をさらに深めることが出来た。	今後も継続して自己研鑽に努める。	市のリーダーとして、啓発推進を図り、現状と課題を直視し、解決に立ち向かうとともに、新たな問題を起こさせない健全な社会づくりを進め、元気と安心のまちづくりを進める。	広報秘書課
49	人権一般	PTA人権問題研修	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修及び単位PTA人権問題研修を行うとともに、PTA人権問題研修の指導助言を行う。	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修の実施と単位PTAの実施する人権問題研修への指導助言・開催状況の集約	—	—	—	保護者や教育関係者が人権問題の解決をめざし、市民が広く集結し、研修会を通して市内における人権教育を推進する。	生涯学習課
50	人権一般	人権問題啓発講師派遣事業	自治会、団体、企業などで実施される人権問題の研修会に啓発講師を派遣し、研修会の充実を図る。また、啓発講師の資質の向上を図る。	研修の充実を図るために啓発講師を委嘱し、また啓発講師に対する情報提供、研修の場を提供する。	令和7年度は、92自治会中82自治会[89.1%]が地区別懇談会を実施された。延べ2,111人参加。人権問題啓発講師は23人に委嘱した。講師を招いての地区別懇談会は52回で約64%で、講師の内訳は、市啓発講師が26回、行政職員が6回、外部講師が4回、その他が13回でした。	・地区懇については、前年度77自治会[83.6%]と比較すると5自治会[5.5%]増加した。 ・啓発講師については、前年度から6人の増加となった。	自治会において高齢化に伴い、地区別懇談会を推進していくべき人権教育推進員の引き受け手がないことや、その他事業を実施しても参加が見込めないなどの継続的な問題がある。 ・さまざまな人権課題に対応する啓発講師のさらなる掘り起こしが必要である。	幅広い人権に関するテーマのニーズに対応できる人材を発掘・育成する。	人権施策推進課
51	人権一般	市民啓発事業	人権問題の早期解決を図るために、啓発冊子「すてきなまちに」を作成し、市全所帯、学校、企業などに配布する。 実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催し、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。	啓発冊子については、効果的により多くの市民に長く、有効活用されるよう内容の充実とともに、配布方法を再検討するほか、電子媒体による市民への周知を検討する。 「部落解放」と「女性解放」を共通の課題として、地域の人々との交流と連帯を深める集会として、実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催する。また、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。	啓発冊子「すてきなまちに」第22集～性の多様性～を発行。4月に市内全戸配布、企業人推協に配布。ひととひとのつどいの結果について、人推協の広報誌「かがやき」に掲載し全戸配布。	多くの市民に読んでいただけるよう、紙質を厚くするとともに文字を大きく、また文字数を少なくし、さらにはイラストや二次元コードを掲載した。また、地区別懇談会で使用していただけるよう活用方法例を掲示したことにより10自治会が「すてきなまちに」を活用し開催された。	啓発冊子「すてきなまちに」の紙面が少ない中で、掲載する内容や読んでもらいやすい工夫が必要である。	人権意識を高め、集会により交流や連携を図る。紙面により効果的・効率的な啓発を図る。	人権施策推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
52	人権一般	議員人権問題 研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	人権研修を年2回開催(うち1回は 湖南地区市議会議長会主催)する。	○野洲市議会議員人権研修会 ・令和8年1月20日 ・「インターネットと人権～ネット社会 の落とし穴～」 ・講師：(公社)滋賀県人権センター 杉本正紹さん ・参加議員17人(欠席1人)、受講後 に研修レポート提出。 ○湖南地区(四市)市議会議長会議員 研修会 ・令和8年2月16日、草津市 ・「紛争地、被災地に生きる人々の 声～取材から見えてきたこと～」 ・講師：安田菜津紀さん(フォトジャー ナリスト) ・参加議員17人(欠席1人)	市議会主催の議員研修会では、イン ターネット上での人権侵害などについて 学習するとともに、事後研修としてレ ポートを提出し、研修をふまえて人権 意識を深めることができた。 湖南地区の市議会議員研修会では、 東南アジア、中東、アフリカ、日本国内 での難民や貧困、災害の取材レポート から、様々な人権課題について理解を 深めることができた。	年2回の人権研修を開催し、湖南地 区の研修会は、事由がない限り議員 全員が参加して研修を受講し、参加 率の課題は改善している。 人権をめぐる課題は多様化しており、 市議会として今後も様々なテーマ で研修を重ねていく必要がある。	市議会では、人権を尊 重し責任ある活動を行 っていくことで、「開か れた信頼される議会の 実現」につながるこ とから、引き続き研修会を開 催する。	議会事務局
53	人権一般	農業委員人権問題 研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	年一回以上、人権研修を開催する とともに市民のつどいをはじめとする 各種研修会への参加を要請してい く。 ※修正後	1月度、2月度の農業委員会総会終 了後、2月14日に開催された市民 のつどいに参加されるようアナウ ンスを行った。事務局をはじめ、農業 委員にも参加いただいているが、無 記名での参加であることから、農業 委員26人中の参加人数は把握でき ていない。	職員および農業委員の自己啓発向上 にも繋がった。 なお、各種研修会等の参加状況につ いては、確認ができていない。	研修会等の案内をするが、どの程度 参加され、どの程度理解されたかは 不明である。今後、You Tube動画を 活用することも考えられる。	農業委員会主催の人権 研修会への参加率を8 割以上の他、一人一回 以上市民のつどいをは じめとする各種研修会 (含：自己啓発)への全 委員の7割以上参加す る。	農業委員会 事務局
		企業人権啓発推進 協議会育成事業	企業人推協の組織を強化し、協議会の研修会及び 企業の加盟促進を行う。	・協議会への啓発経費補助 ・協議会の研修会の実施および新規 加盟促進	1.野洲市企業人権啓発推進協議会研 修事業(研修会開催)については7回実 施した。YouTube動画配信を実施したこ とにより新たな事業も展開することがで きた。令和6年度の活動に比して研修 事業活動の内容は増大した。 具体的には研修会テーマにおいて事業 所が直面している人権課題についての 理解を深めるための研修会を実施し た。 2.野洲市企業人権啓発推進協議会交 流事業(外部研修会への参加) 令和7年度は16の外部研修会等に参加 した。 3.野洲市企業人権啓発推進協議会啓 発事業 滋賀県7月「企業内公正採用選考・人 権啓発推進月間」の啓発活動として、 JR野洲駅前での啓発品配布による街 頭啓発活動、会員事業所に対して人権 啓発推進班員(市職員)による事業所 内人権啓発の訪問、市内全自治会への 啓発チラシの配布等を実施した。広報 誌の発行(年2回)は人権啓発冊子の配 布は6回行った。「過労死防止」「ビジネ スと人権」「人権の擁護」「新入社員向け	令和7年度の野洲市企業人権啓発推進 協議会の事業活動遂行の評価としては、 前年度の活動に比べて会員事業所の積 極的な参加により事業活動全体が活発に なり活動成果が向上した。これにより会員 事業所の人権啓発の向上が見られた結 果となった。 1.野洲市企業人権啓発推進協議会研修 事業(研修会開催) 研修会参加者、参加事業所、1回あたり の研修会の参加人数、参加事業所数に ついて令和6年度より増加が見られた。 参加者からのアンケートの回答も学んだ ことや職場での気づきが多く寄せられ、希 望する研修会テーマの要望も多く寄せら れた。会員事業所の人権意識の向上が 当協議会の研修事業の発展に寄与したこ とが窺われる結果となった。 2.野洲市企業人権啓発推進協議会交流 事業 参加者は104名と前年度より多くの参加を いただいた。参加事業所は、93事業所と 前年度より79事業所増加した。協議会と 事務局として各種団体から参加要請の あった研修会は会員事業所にすべて周知 したこと、会員事業所においては積極的	1.野洲市企業人権啓発推進協議会研修 事業(研修会開催) 課題としては研修会への参加が会員事 業所の50%程度に留まっていることであ る。次年度も対面での研修会参加と YouTube動画を充実させることにより、 研修会参加を呼びかける。 2.野洲市企業人権啓発推進協議会交流 事業 課題としては、外部研修会の実施日が 下期に集中(14件)したことにより参加 者が分散された。今後は多くの会員事 業所に参加いただけるよう各種団体に 対して上期・下期の均等開催を求めて いく。 4.野洲市企業人権啓発推進協議会事務 局運営 事業活動に対する予算執行において、 過去からの物価上昇や昨今の急激な物 価高騰により、研修会講演料、各種印 刷物、郵便料金、備品購入等が当初予 算を超える事態となり、令和7年度の最 終決算では収支状況が逼迫されることが 予想され、次年度の事業活動を縮小 せざるを得ない事態が発生する可能性 に至った。過去からの事業活動の向上	企業活動において同和 問題をはじめとする 様々な人権課題につい て研修実施を配信し、 企業自らが主体的に人 権尊重の視点をもとに した活動の推進を図る ため、継続的な支援を 行う。	地域経済振興課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和7年度事業実績

No.	分 類	第 4 次 実 施 計 画		令和3年度計画 (初年度)	令和7年度事業実績			第4次事業計画終了時 点での到達目標	担当課
		事業名	事業の概要		実績 (令和7年度)	令和7年度実績(事業)からみる成果	令和7年度実績(事業)からみる課題		
54	人権一般				仕事応援「企業の社会的責任」の各冊子を国・県・(公財)人権教育啓発推進センターのご協力により会員事業所に配布した。人権啓発DVDにおいては、今回、購入を行わずに2つの研修会YouTube動画配信分でDVDを制作して会員事業所に貸出した。野洲市保管のDVD一覧の冊子を作成して会員事業所に利用を周知した。人権標語(令和8年度事業活動スローガン)の募集をおこなった。 4.野洲市企業人権啓発推進協議会事務局運営 4月22日に野洲市企業人権啓発推進協議会総会が開催され、令和7年度の事業計画および令和7年度予算が承認されたことから活動がスタートした。事業活動を具体的に執行するための第1回役員会、第2回役員会、第3回役員会、第4回役員会は毎回全役員12名が出席されて開催され、事務局の運営に対して多くの指導・助言をいただいた。 5.令和7年度の事業活動全般をまとめた「令和7年度野洲市企業人権啓発推進協議会事業活動報告書」を作成した。	に外部研修会への参加を示されたことによる。外部研修会のテーマは同和問題が8回47%を占めている。同和問題に対しても会員事業所の取組がうかがえる。 3.野洲市企業人権啓発推進協議会啓発事業 啓発事業については、前年度に引き続き事業所内人権研修・啓発に支援を行うべく啓発活動を積極的に推し進めたことにより、多くの会員事業所からの参加・協力・支援が得られた。 広報誌の発行は年間の事業活動を伝えるだけでなく事業内容を詳細に伝えて人権啓発冊子として社内啓発に利用いただく目的をもって制作した。人権標語(令和8年度事業活動スローガン)の募集においては、会員事業所からの応募件数は年々増加傾向にあったが、令和7年度の応募件数は116通と過去最高の応募件数となった。 4.野洲市企業人権啓発推進協議会事務局運営 会員事業所の事業所内人権意識の向上が役員会に全役員が出席したことに表れていた。	が続いている現状を鑑みて、今後も事業活動を維持・発展させるために野洲市からの補助金増額の要望と会員事業所の年会費の1,000円増額の役員会決議を行うに至った。		
55	人権一般	人権施策審議会	実施計画の進捗状況について、定期的成果と課題を把握し、審議会の答申・提言や意見具申などの審議に積極的に取り組む。	人権施策審議会を開催する。 また、必要に応じて審議会内に部会等を設置し開催する。	○審議会を3回実施 (第1回)7/31開催 ・令和6年度事業実績および令和7年度事業計画について、第5次計画(骨子案)について (第2回)11/19開催 ・第5次計画(素案)について (第3回)1/15開催 ・パブリックコメント結果について、第5次計画(案)について、計画策定に係る答申について	人権施策実施計画の実績及び年次計画、第5次計画(骨子案・素案)、パブリックコメント結果について審議いただき、第5次計画策定に向け専門的な観点から多くの意見をいただくことができた。	審議会の開催にあたり、審議会委員(12人)が全員出席できるよう日程調整をする必要がある。	第4次実施計画の進捗状況や市民意識調査結果について審議を行い、第5次野洲市人権施策基本計画を策定する。	人権施策推進課
56	人権一般	野洲市人権施策基本計画	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいた総合的な取組を推進していく。 目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	野洲市人権施策基本計画、同実施計画の進捗管理。 目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	年度当初、人権施策実施計画に基づき関係課から事業実績および成果と課題の確認を行った。人権尊重のまちづくり推進本部会議を令和7年度は審議会前に3回開催した。	人権尊重のまちづくり推進本部会議にて各関係課に計画の実績と進捗状況等に諮り、審議会での審議資料として提出することができた。また、策定した計画書(概要版)の内容については、市HPへの掲載ならびに自治会への回覧等により、広く市民に周知することができた。	人権施策基本計画、同実施計画に基づいた総合的な取組を推進し早期に目的を達成するためには、人権尊重のまちづくり推進本部会議を継続的に開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整など組織的な対応をする必要がある。また、計画を具体的に実践していくために広く市民に浸透させていく必要がある。	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいて総合的に取り組む。	人権施策推進課
57	人権一般	市民意識調査業務	本市が実施する人権問題の解決に向けた啓発効果等を把握し、客観的データに基づいた総合的、計画的な教育、啓発を展開するため、令和6年度に市民意識調査と併せて職員意識調査を実施する。	意識調査実施のための、内容等を検討する。	次回調査は令和11年度実施予定であるため、令和7年度の実績はありません。【実施計画に合わせて5年毎に実施予定。】	—	—	【市民意識調査】 人権問題に関する市民意識調査の統計結果を元に、今後の教育・啓発のあり方について検討し活かす。 【職員意識調査】 調査結果を踏まえて、課題に対する職員研修等を検討する。	人権施策推進課 人事課